

## 研究ノート

# 新リース会計基準と改正リース税制の概要について

紙 博 文

A new lease-accounting standards and a revised lease-taxation

Hirofumi KAMI

**【要 約】**本稿では、新リース会計基準および改正リース税制の内容を整理し、若干の考察を加えながら体系的に説明をしている。なお、リース会計の処理は、その多くが借手側の処理を議論の対象としていることから、本稿でも借手側の処理を中心に記述を進める。

新リース会計基準の施行は2008年4月からあるが、会計上、早期の適用も可能である。しかし、税務上はそれを認めておらずどれほどの企業が早期に適用するか不明である。本稿で示した“新リース会計基準と税制との一体的解決を図る”という改正趣旨の実態は、これから適用状況をみなければならぬが、会計と税務との一体的な処理により税務調整は不要、また、課税負担もこれまでとあまり変わらない、そして、例外処理の廃止、原則、売買処理によるオン・バランス化により日本のリース会計は新たな段階に入ったといえよう。したがって、リース会計における「コンバージェンス」は大きく前進したと思われるが、「コンバージェンス」の定義が曖昧である現状ではそのことを問うことはできない。ただ、今回の改正にて“平仄”が合う、つまり“最低限の基準間差異を解消する”ということは言える。なお、IASBとFASBによる新たなリース会計基準策定の共同プロジェクトが立ち上げられたが、そこではファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区別はなく、リース契約に係る使用権を資産計上するという、これまでとは異なった議論がなされており、今後の動向が注目される。

## I. はじめに

2007年3月30日、企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）は、会計基準13号「リース取引に関する会計基準」（以下、「新リース会計基準」という）を公表した。ASBJは、その発足当初（2001年7月）から「リース」を主要な議題として取り上げており<sup>1</sup>その主たる論点は、旧リース会計基準（1993年6月公表の「リース取引に係る会計基準に関する意見書」以下、「旧基準」という）が規定する「例外処理」の取扱いにあったことは周知の通りである。

ここでいう「例外処理」の取扱いとは、当該リース取引が所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定された場合の借手側の会計処理において、そのほとんどが「賃貸借処理」を選択し、本則（原則）規定である「売買処理」<sup>2</sup>を選択しない特異な状況<sup>3</sup>となっていることを指すものである。ただ、この例外処理を選択したとしても、売買処理したのと同程度のリース取引の内容を注記にて開示しなければならないことから情報開示の観点からは一定の評価はなされるもののそれらはあくまでも注記に留まり、リース資産およびリース債務という権利義務関係について貸借対照表上はオフバランスである。したがって、借手側での実質的な資産の取得とそれに伴う資金調達の状況が会計的に表現されることはなく、財務分析指標に大きな誤解を生じさせることにもなっていた。

一方、国際会計基準（IAS17号）およびアメリカ財務会計基準審議会（以下、「FASB」という）のリース会計基準（SFAS13号）には、日本基準のような「例外処理」の規定はなく、ファイナンス・リース取引（SFAS13号ではキャピタル・リース取引）と判定されたリース取引は売買取引として処理され、リース資産とそれに対するリース債務は貸借対照表上にオンバラ

<sup>1</sup> 2001年11月開催のテーマ協議会で比較的優先順位の高い短期テーマとして「リース」が取り上げられた。そして、2002年7月に「リース会計専門委員会」が設置され、同年8月に第1回リース会計専門委員会（リース会計に関する会計基準の検討）が開催されている。その後、ASBJは、2004年3月には「リース取引の会計処理に関する中間報告（案）」の公表、2006年7月、「試案 リース取引に関する会計基準（案）」及び「試案・適用指針（案）」を公表し、さらに2006年12月には「公開草案17号、リース取引に関する会計基準（案）」、「同 適用指針（案）」の公表を経て、2007年3月の新リース会計基準の公表にいたっている。

<sup>2</sup> 一定のリース契約を売買・金融とみなし借手の貸借対照表上に資産及び負債として認識すること（オンバランス化）。

<sup>3</sup> この「特異な状況」という点について（社）リース事業協会（[2006]、3頁）が次のようなコメントを述べている。すなわち、「…(2)リース会計基準改定の合理性は見出せず、改めて継続的な協議を行うことを提案する。…我が国の所有権移転外ファイナンス・リース取引の経済的実質は、売買取引とは異なっている。したがって、賃貸借処理（例外処理）が大半を占めていることを『特異な状況』とみなすことは適切ではなく、むしろ、試案において、オンバランスに相当する注記を適切に評価していないこと、更に、諸外国におけるファイナンス・リース取引の経済的実質が売買取引に類似しているにもかかわらず、ファイナンス・リース取引の会計処理の適用が回避されている実態を適切かつ明確に説明していないことが大きな問題である。（傍点は筆者）」さらに同5頁の別紙1では、「（別紙1）リース会計基準の見直しに関する見解（3）現行リース会計基準の所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理は、「売買処理」を原則としているものの、詳細な注記を条件に「賃貸借処理」を認め、各企業がリース取引について売買取引に近い取引であるか、あるいは賃貸借取引に近い取引であるのかを選択することができる…実務において賃貸借処理が大半を占めるのは、『特異な状況』ではなく、借手が賃貸借処理に近い取引であるとの認識をしているからである。（傍点は筆者）」

## 新リース会計基準と改正リース税制の概要について

ンスされる。したがって、これら国際的な会計基準との整合性をはじめとして上述した財務諸表数値の信頼性の欠如、また財務分析指標の再計算に対する事務負担等の問題がこれまでも指摘されていたといえる。

では、何故、「例外処理（賃貸借処理）」の適用を容認するような会計基準（「旧基準」）が制定されたのであろうか。（社）リース事業協会（以下、「リース事業協会」という）の見解では<sup>4</sup>、1つは“わが国のリース取引は賃貸借である”という固有の特徴を有していること、そして、もう1つは税務上の取扱いによる影響であるという。前者は、わが国の物件は欧米各国のリース取引と比べると情報関連機器を中心とした中小物件が多いこと、また、わが国の場合、リース物件の法的所有権は再リースを行うことが多いためリース期間終了後も貸手側に残っていること、さらには資産の廃棄処理義務が貸手側にあることや、リース物件の保守・管理等を含めたサービスを貸手側が行うことが多いところにその特徴をみることができる。また、後者では、従来のわが国の税法がリース取引については賃貸借処理を前提としていたことから、リース取引についての会計情報は詳細な注記で対処するとして、申告調整の必要としない処理が求められたこと。また、そうすること（例外処理の選択）により事務処理が容易になり、リースのメリットを最大限に享受できることなども当該処理選択の理由として挙げができる。

このように例外処理規定の存在はわが国のリース会計基準を議論する際の大きな論点であったが、新リース会計基準では、当該規定を削除し、「売買処理」に統一して処理することが図られた。また、税務上も一定のリース取引については、新リース会計基準を踏まえた処理、つまり「売買処理」とすることで、後述する会計、税務の一体的な処理が可能となったのである。

本稿の目的は、新リース会計基準および税法基準（以下、「改正リース税制」という）の内容を整理し、若干の考察を加えながら体系的に説明することである。手順としては、まず、新リース会計基準と税務上の取扱いの内容を比較表や図表等を用いて説明をし、次に、若干の考察を私見も交えて述べることとする。なお、リース会計の処理は、その多くが借手側の処理を議論の対象とすることから、本稿でも借手側の処理を中心に記述を進めたい。

## II. 新リース会計基準と改正リース税制の概要

### 1. 新リース会計基準の概要

本節では、新リース会計基準及びその適用指針（企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」、以下、「適用指針」という）から新リース会計基準の概要を述べる。

#### (1) リース取引の定義

リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レッシー）に対し、合意された期間（以下、「リース期間」という）にわたりこれを使用収益する権利を与

<sup>4</sup> (社)リース事業協会 ([2005], 4・5頁)。

え、借手は、合意された使用料（以下、「リース料」という）を貸手に支払う取引をいう（para.4）<sup>5</sup>。

また、ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下、「リース物件」という）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することになるリース取引をいう（para.5）。

まず、リース取引の定義がある。そして、リース取引のうち、次の3つ条件のいずれにも該当すればファイナンス・リース取引と判定され、そうでなければ、オペレーティング・リース取引となる。

- ① 中途解約無効またはそれに準ずる取引
- ② リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができる
- ③ リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する

これら3つ条件のうち、②、③の条件を「フルペイアウト」の判定というが、具体的には、次の現在価値基準又は経済的耐用年数基準のいずれかに該当する場合である（適用指針 para.9）<sup>6</sup>。

- ・現在価値基準… リース料総額の現在価値が、借手が現金で購入したと仮定した合理的見積金額（以下、「見積現金購入価額」という）の概ね90%以上であること。
- ・経済的耐用年数基準… 解約不能なリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上であること。

## （2）所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引と判定されたリース取引において、次の3条件のいずれかの契約内容を持つリースは、所有権移転ファイナンス・リース取引と判定される（適用指針 para.10）。

- ① リース期間終了後又はリース期間中途でリース物件の所有権が借手に移転する場合  
(所有権移転基準)
- ② リース期間終了後又はリース期間中途において名目的な金額で借手に買い取る権利を与えていた場合  
(割安購入選択権)
- ③ 特別仕様の物件である場合  
(特定物件リース)

それ以外のものは、所有権移転外ファイナンス・リース取引となる。

## （3）会計処理・借手側

ファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理となる（para.9）。

<sup>5</sup> ここで「para.」は、「新リース会計基準」のものを指す。その他、「適用指針」の場合は、「適用指針 para.」と記す。

<sup>6</sup> 旧基準（「実務指針」）では、この2つの条件は所有権移転・移転外ファイナンス・リース取引の判定基準になっていたが、新リース会計基準では、このようにファイナンス・リース取引の判定に用いられている。

## 新リース会計基準と改正リース税制の概要について

つまり、借手は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、リース物件とこれに係る債務をリース資産及びリース債務として計上する (para.10)。

また、リース資産及びリース債務の計上額の算定にあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額は、原則としてリース期間にわたり利息法により配分をする (para.11)。

なお、減価償却費の計上については、所有権移転ファイナンス・リース取引では、自己所有の同種の固定資産と同様の方法で行い (適用指針 para.42)、所有権移転外ファイナンス・リース取引では、定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に合致するものを選択する (適用指針 para.27, 28)。残存価額はいずれも“零”、リース期間を耐用年数として計算をする。

その他の会計処理の詳細は、図表・1を参照のこと。

図表・1 新会計基準に基づくファイナンス・リース取引の借手側の会計処理<sup>7</sup>

項目	所有権移転ファイナンス・リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引
i リース資産・リース債務の計上価額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸手の購入価額が明らかな場合、その価額を計上する (適用指針 para.37)。</li> <li>・ 当該価額が不明な場合 (通常この方が多い)、リース料総額の現在価値*1と借手の見積現金購入価額とのいずれか低い金額を計上 (同上)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸手の購入価額が明らかな場合、リース料総額の現在価値*1とその価額のいずれか低い金額を計上する (適用指針 para.22)。</li> <li>・ 当該価額が不明な場合 (同左)、リース料総額の現在価値*1と借手の見積現金購入価額とのいずれか低い金額を計上 (同上)。</li> </ul>
ii 支払リース料の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リース料総額は、利息相当部分とリース債務の元本返済部分に区分して計算する。前者は、支払利息として、後者は、リース債務の元本返済として処理する (適用指針 para.38)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同左 (適用指針 para.23)。</li> </ul>
iii 利息相当額の期間配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として利息法*2による (適用指針 para.39)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同左 (適用指針 para.24)。</li> </ul>
iv リース資産の償却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定。耐用年数は、経済的使用可能予測期間とする (適用指針 para.42)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選択適用する (適用指針 para.28)。</li> <li>・ リース期間 (再リース期間も含む)を耐用年数とする。</li> </ul>
v リース期間終了時及び再リースの処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リース期間終了時に所有権が移転する場合、自己所有の固定資産に振り替え、減価償却を継続する (適用指針 para.43)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残存価額は“零”とする (適用指針 para.27)。</li> </ul>

<sup>7</sup> 井上雅彦氏 ([2007], 9 頁) の図表を参考にして別途作成。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>特に会計処理は要しないが、残価保証の取り決めがある場合、貸手に対する不足額の確定時に、当該不足額をリース資産売却損等として処理する（適用指針 para.29）。</li> </ul>
vi	維持管理費用相当額等の処理	現在価値基準の判定上、リース料総額から控除するものの重要性でない場合は含める（適用指針 para.14）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
vii	少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、賃貸借処理される（適用指針 para.45）。</li> </ul> <p>&lt;個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは&gt;</p> <p>次のいずれかを満たす場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引（適用指針 para.46）。</li> <li>② リース期間が1年以内のリース取引</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、賃貸借処理される（適用指針 para.34）。</li> </ul> <p>&lt;個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは&gt;</p> <p>次のいずれかを満たす場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引（適用指針 para.35）。</li> <li>② リース期間が1年以内のリース取引</li> <li>③ リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合、その見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引。</li> </ol>
viii	リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の取扱い	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用指針 para.23によらず、リース料総額から利息相当額を控除しない方法が可能。</li> </ul> <p>したがって、リース資産、リース債務は、リース料総額で計上され、支払利息はなしで、減価償却費のみが計上される（適用指針 para.31）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額総額をリース期間の各期に定額法で配分</li> </ul> <p>&lt;リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは&gt;（適用指針 para.32）。</p> <p>リース比率が10%未満の場合が該当する。</p> <p>リース比率 = [(未経過リース料期末残高) ÷ ((未経過リース料期末残高) + (有形固定資産期末残高) + (無形固定資産期末残高))]</p>

## 新リース会計基準と改正リース税制の概要について

オペレーティング・リース取引に係る注記		
i	解約不能のものに係る未経過リース料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係るものと、1 年後を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する（適用指針 para.74）。</li> </ul>
ii	注記を省略できる場合（重要性に乏しい場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引（適用指針 para.75）。</li> <li>② リース期間が 1 年以内のリース取引</li> <li>③ 数ヶ月程度の事前予告にて解約できるリース契約で、解約事前予告期間に該当するリース料</li> <li>④ リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引</li> </ul>

\* 1 : 現在価値基準… リース料総額を貸手の計算利子率を知り得る場合は当該利率とし、知り得ない場合は借手の追加借入利子率を適用する。

\* 2 : 利息法… 各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法である。

これら全体像を要約すれば、図表・2 のようになる。

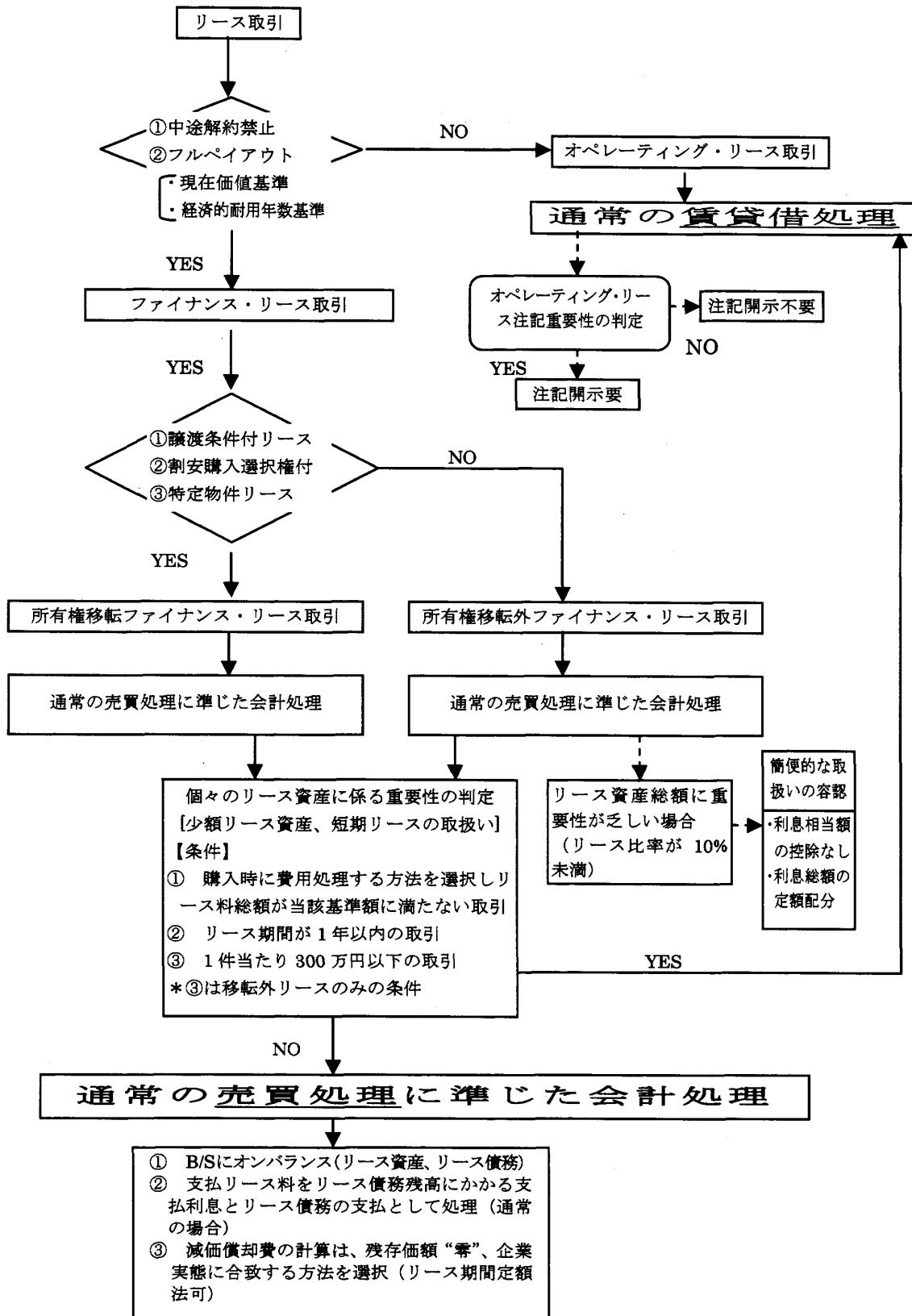
## 2. 改正リース税制の内容

前述したように税務上の処理は、新リース会計基準の適用を踏まえた内容となっている。すなわち、税制上も一定の条件に該当するファイナンス・リース取引は「売買取引」に準じた処理となる（金銭の貸借とされるリース取引を除く<sup>8</sup>）。したがって、これからはリース取引の処理に関して、会計、税務ともに一体的な処理がなされることになる<sup>9</sup>。こうした趣旨は、政府税

<sup>8</sup> 法第 64 条の 2 第 2 項<金銭の貸借とされるリース取引>に規定する「一連の取引」が同項に規定する「実質的に金銭の貸借であると認められるとき」に該当するか否かは、「取引当事者の意図、その資産の内容等から、その資産を担保とする金融取引を行うことを目的とするものであるかどうかにより判定する。…」とされている。以上、法人税法基本通達 第 12 章の 5 リース取引 第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引（金銭の貸借とされるリース取引の判定）12 の 5-2-1 より）。

<sup>9</sup> しかしながら、これまで結果的に会計と税務との一致した処理はなされてきており、申告調整は避けられていた。それは、会計が税務の処理に合わせていたからである。すなわち、税務上、ファイナンス・リース取引は、賃貸借処理することが認められていた。このため、会計上のほとんどの所有権移転外ファイナンス・リース取引は、当該会計処理として例外処理（賃貸借処理）を選択したのである。詳細は、紙 ([2005], 22-27 頁)。

図表-2



## 新リース会計基準と改正リース税制の概要について

制調査会の答申<sup>10</sup>によると次の3点に集約できる。すなわち、①リース取引の経済的実態の適切なる把握をするため、②会計基準の変更との整合性をとる、また、③納税者の事務負担の軽減をするため、である。

以下、改正リース税制の内容についてその概要を示す。

### (1) 税務上の「リース取引」の範囲

税務上、リース取引は、新リース会計基準が規定する定義とほぼ同じである。つまり、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他政令で定めるものを除く）で、

- ① 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること（中途解約無効）、
- ② 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること（フルペイアウト）、

（以上、法人税法第64条の2③）

である。

税務上、賃貸借取引（契約）において中途解約無効とフルペイアウト判定が「リース取引」となる条件である。ここでのフルペイアウトの判断は、法人税法施行令131条の2②によれば、「資産の賃貸借につき、その賃貸借期間において賃借人が支払う賃借料の金額の合計額がその

---

<sup>10</sup> 「『平成19年度の税制改正に関する答申—経済活性化を目指して—』 平成18年12月1日 税制調査会Ⅱ.新しい制度改革に対する税制上の対応 (3)リース会計見直しへの対応」では、その趣旨が次のように述べられている。「…リース会計については、取引の経済的実態をより反映させる観点から会計基準の変更が予定されている。リースの税制上の取扱いについては、納税者の事務負担軽減にも配慮し、会計基準の変更を踏まえ、取引の経済的実態を適切に反映させるように措置すべきである。(傍点は筆者)」そして、具体的な内容が次のように閣議決定されている。「平成19年度税制改正の要綱」(平成19年1月19日 閣議決定)四 組織再編税制・信託税制等 3.リース取引関連税制)により、「ファイナンス・リース取引（資産の賃貸借で、賃貸借期間中の契約解除が禁止されており、かつ、賃借人が当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担する等の要件を満たすものをいう）のうち、リース期間終了時にリース資産の所有権が賃借人に無償で移転するもの等以外のもの（以下、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という）について、次の措置を講ずる。(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引は、売買取引とみなす。(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法（リース期間を償却期間とする定額法をいう）とする。なお、賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費とする。(3)所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人について、リース料総額から原価を控除した金額（以下、「リース利益額」という）のうち、受取利息と認められる部分の金額（リース利益額の100分の20相当額）を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することとする。(注) 上記(1)から(3)までの改正は、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リース契約について適用する。(4)省略。(5)リース税額控除制度を廃止する等、所要の規定の整備を行う。(傍点は筆者)」

資産の取得のために通常要する価額のおおむね100分の90に相当する金額を超える場合には、当該資産は法64条の2第3項第2号の資産の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされている場合に該当するものとする」と述べているように、会計の現在価値基準と同じ内容であるが、会計のようにリース料総額を現在価値に割引くことはせず、リース料総額の金額と見積現金購入価額の90%を比較して判定することとなっている。また、会計が規定する経済的耐用年数基準は税務には設けられていない。それは、簡易的な処理を税法が求めたもので税制調査会の趣旨に沿ったものと思われる。

なお、上述した条件に該当しない取引は、リース取引の対象外となり、通常の賃貸借として処理される。

## (2) 所有権移転リース取引と所有権移転外リース取引

リース取引のうち一定の要件に該当するもの以外のものを「所有権移転外リース取引（=これは会計上の『所有権移転外ファイナンス・リース取引』と同じである）」と定義している。

ここで規定する一定の要件とは、法人税法施行令第48条の2⑤五によると、

- (イ) リース期間の終了時又はリース期間の中途において、当該リース取引に係る契約において定められている当該リース取引の目的資産が無償又は名目的な対価の額で当該リース取引に係る賃借人に譲渡されるものであること。

(所有権移転条項付き)

- (ロ) 当該リース取引に係る賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途において目的資産を著しく有利な価額<sup>11</sup>で買い取る権利が与えられているものであること。

(割安購入選択権付き)

- (ハ) 目的資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、当該目的資産がその使用期間中当該リース取引に係る賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであること又は当該目的資産の識別が困難であると認められるもの<sup>12</sup>。

(特別仕様物件又は識別困難なものであること)

- (ニ) リース期間が目的資産の耐用年数に比して相当短いもの<sup>13</sup>

(当該リース取引に係る賃借人の法人税の負担を著しく軽減するものに限る)  
の4つであり、これら(イ)～(ニ)以外のリース取引が、所有権移転外リースとなる。

<sup>11</sup> 法人税法基本通達7-6の2-2によれば、「その対価が、当該リース資産の取得価額の5%相当額未満であることがその目安」であるとされている。

<sup>12</sup> 法人税法基本通達7-6の2-6では、「…賃貸人及び賃借人において、そのリース資産の性質及び使用条件等に適合した合理的な管理方法によりリース資産が特定できるように管理されているかどうかにより判定するものとする。」

<sup>13</sup> 法人税法基本通達7-6の2-7によれば、「リース期間がリース資産の耐用年数の100分の70（耐用年数が10年以上のリース資産においては100分の60）に相当する年数を下回る期間であるものをいう。」

## 新リース会計基準と改正リース税制の概要について

ここで(ハ)の一方の条件である「識別困難なもの」及び(ニ)の項目は、税法固有の規定である。例えば、(イ)～(ハ)の当該項目に該当せず、会計上、所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたファイナンス・リース取引であっても、リース期間が目的資産の耐用年数に比して相当短く設定されたものは、税務上、所有権移転リース取引と判定される。

### (3) リース取引に係る税務処理

リース取引は、そのリース物件の引渡しの際に売買があったもの（＝売買取引）として、当該賃貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額とする（法人税法第64条の2①）、と規定されている。この場合、賃借人の取得価額（リース資産計上額）は、原則として、そのリース期間中に支払うべきリース料総額となるが、リース料総額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分することができる場合には、当該リース料総額から当該利息相当額を控除した金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。しかしこの場合、その利息相当額はリース期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金算入される（法人税法基本通達7-6の2-9<sup>14)</sup>）。この間の処理方法は、本章の3. 改正リース税制の設例（72頁に掲載）を参照されたい。

### (4) 減価償却費の計上

所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却方法は、「リース期間定額法」のみが認められている。「リース期間定額法」とは、当該リース資産の取得価額（残価保証額\*を除く）をそのリース期間の月数で除して計算した金額に当該事業年度における当該リース期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法である（法人税法施行令第48条の2①六）。

#### 各事業年度の償却限度額

$$= \frac{(\text{リース資産の取得価額} - \text{借手の残価保証額*})}{(\text{リース期間の月数})} \times \text{当該事業年度の月数}$$

\* 残価保証額：リース期間終了時にリース資産の処分価額が所有権移転外リース取引に定められる保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を賃借人が賃貸人に支払うこととされている場合における金額（法人税法施行令第48条の2⑤六）。

<sup>14</sup> 当該基本通達では、「賃借人におけるリース資産の取得価額は、原則としてそのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額による。ただし、リース料の額の合計額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分することができる場合には、当該リース料の額の合計額から当該利息相当額を控除した金額を当該リース資産の取得価額とすることができる」さらにその（注-3）では、「本文ただし書の適用を受ける場合には、当該利息相当額はリース期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入する」と述べられている。

なお、税法上、取得価額10万円未満の少額減価償却資産は、取得時に損金算入が認められている（法人税法施行令第133条）。また、取得価額20万円未満の減価償却資産についても、括して3年間で均等償却をすることができる（法人税法施行令第133条の2）ことになっているが、リース資産についてはそれらの適用はない。したがって、当該リース取引にかかる減価償却費は「リース期間定額法」にて計上しなければならない<sup>15</sup>。

#### （5）その他、会計処理と関連事項

- ① 税務上の減価償却費の計上は、リース期間定額法のみを認めているため、会計上もこの方法を採用すれば、あえて申告調整の必要は生じない。ただし、減価償却費がリース期間定額法による計算額を超えて計上される場合、その額は損金不算入となる。
- ② 会計上、1契約300万円以内のリース取引は、少額のリース取引として貸借処理することが認められており、税務上も「リース料（貸借料）として損金経理した金額」は、「償却費として損金経理した金額に含まれるもの…（法人税法施行令第131条の2③）」として調整の必要はない。
- ③ 税務上のリース取引のうち金融取引以外のものは全て売買取引として取扱いされることから、2008年4月以降、税務上のリース取引については通常の資産の取得による税額控除の適用をうけることになる。このため、これまでの「リース税額控除制度」は廃止される<sup>16</sup>。

リース取引の税務上の処理についての全体像を示せば、図表・3の通りとなる。

### 3. 設例

新リース会計基準及び改正リース税制の設例を適用指針・設例1を参考に作成し、新基準の具体的な理解をする。

#### 【新リース会計基準・設例】

（前提条件）

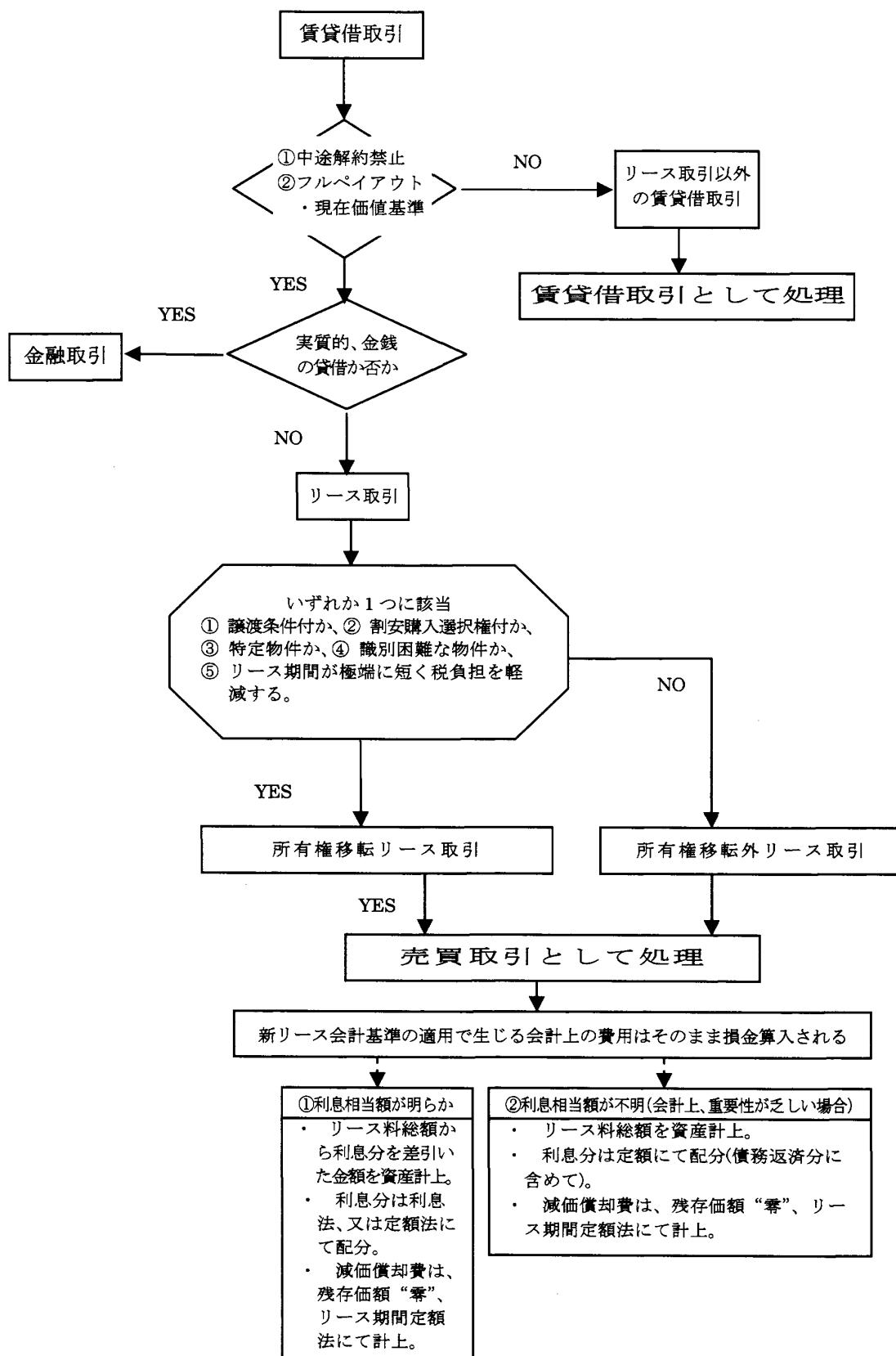
- ① 所有権移転条項なし
- ② 割安購入選択権なし
- ③ リース物件は特別仕様ではない
- ④ 解約不能のリース期間は5年間
- ⑤ 借手の見積現金購入価額、95,000千円（貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいと思われるが、借手にはこの価額は不明）

<sup>15</sup> (社)リース事業協会 ([2007], 19頁)。

<sup>16</sup> 次のような控除額となる。改正前 リース料総額×60%×7%、改正後 取得価額(リース料総額)×7%。よって、改正リース税制の方が有利である。

新リース会計基準と改正リース税制の概要について

図表・3



- ⑥ 年間のリース料は 25,000 千円で支払いは年度末に一括支払。よって、リース料総額は 125,000 千円
  - ⑦ リース物件の耐用年数は 6 年である
  - ⑧ 借手の追加借入利子率年 9% (貸手の計算利子率は借手には不明)
  - ⑨ 貸手の見積残存価額はゼロである
  - ⑩ リース取引開始日 X1 年 4 月 1 日
  - ⑪ 消費税は考慮しない
  - ⑫ 主として借手の会計処理を中心とする。
- 

(1) ファイナンス・リース取引の判定

① 現在価値(PV)基準による判定

貸手の計算利子率を知り得ないため借手の追加借入利子率である 9%を用いてリース料総額の現在価値(PV)に割引くと、

$$PV = \frac{25,000}{(1+0.09)} + \frac{25,000}{(1+0.09)^2} + \frac{25,000}{(1+0.09)^3} + \frac{25,000}{(1+0.09)^4} + \frac{25,000}{(1+0.09)^5} = 97,239 \text{ 千円}$$

$$\frac{PV}{\text{見積現金購入価額}} = \frac{97,239}{95,000} \times 100 = 102\% > 90\% \Rightarrow 90\% \text{ 基準}$$

よって、いずれか低い金額を計上することから、リース資産計上金額は、95,000 千円とする。

② 経済的耐用年数基準による判定

リース(解約不能)期間 5 年 ÷ リース物件の耐用年数 6 年 = 83% > 75%

上記の①、②の結果より、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する。

さらに、上記の前提条件から、所有権移転条項、又割安購入選択権、特定物件ではないことから、このリース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。

(2) 会計処理

① 利息相当額を利息法で会計処理する場合

(新リース会計基準では、原則、利息法であり、リース料総額に重要性が乏しい場合は定額法も可)

利息相当額の算定に必要な利子率の計算

$$PV = 95,000 \text{ 千円} = \frac{25,000}{(1+r)} + \frac{25,000}{(1+r)^2} + \frac{25,000}{(1+r)^3} + \frac{25,000}{(1+r)^4} + \frac{25,000}{(1+r)^5}$$

$$r = 9.904\% \text{ (トライアルにて算出)}$$

新リース会計基準と改正リース税制の概要について

リース債務の返済スケジュール：単位 千円

回数	返済日	前月末元本	返済合計	元本返済分	利息分	月末元本
1	X2/3/31	95,000	25,000	15,592	9,408*1	79,408
2	X3/3/31	79,408	25,000	17,136	7,864	62,272
3	X4/3/31	62,272	25,000	18,833	6,167	43,439
4	X5/3/31	43,439	25,000	20,698	4,302	22,741
5	X6/3/31	22,741	25,000	22,746	2,254	—
	合計	—	125,000*2	95,000	29,995=30,000	—

\*1 : 95,000 千円 × 9.904%

\*2 : 95,000 千円 + 30,000 千円

② 減価償却費の計算

新リース会計基準では、定額法、級数法、生産高比例法等と企業の実態に合致したものを選択適用できる。ここではリース期間定額法による。

(仕訳)

・ X1/4/1 リース資産 95,000 / リース債務 95,000

・ X2/3/31 リース債務 15,592 / 現金 25,000  
支払利息 9,408

減価償却費 19,000 / 減価償却累計額 19,000\*3

\*3 : リース期間定額法による。⇒ 95,000 千円/5 年 = 19,000 千円

・ X3/3/31 リース債務 17,136 / 現金 25,000  
支払利息 7,864  
減価償却費 19,000 / 減価償却累計額 19,000

⋮ ⋮

・ X6/3/31 リース債務 22,746 / 現金 25,000  
支払利息 2,254  
減価償却費 19,000 / 減価償却累計額 19,000  
減価償却累計額 95,000 / リース資産 95,000

【改正リース税制・設例】

新リース税制では次の2つのケースが考えられる。

(1)リース料総額のうち、利息相当額が明らかな場合。

(2)リース料総額のうち、利息相当額が不明な場合（会計上、重要性が乏しい場合）。

前提条件は上記の会計基準設例と同じとする。

(1) リース料総額のうち、利息相当額が契約等で明らかな場合、あるいは会計処理により判明している場合。

・リース資産計上額はリース料総額 125,000 千円。判明した利息相当分は、30,000 千円である。

したがって見積現金購入価額は 95,000 千円、この金額がリース資産計上額となる。

・利息相当額は、定額法にて計上する（新リース会計基準では、原則は利息法、税務では利息法又は定額法にて）。

利息配分額 30,000 千円 ÷ 5 年間 = 6,000 千円 債務の返済額 95,000 千円 ÷ 5 年間 = 19,000 千円

(仕訳)

・ X1/4/1 リース資産 95,000 / リース債務 95,000

・ X2/3/31	リース債務	19,000	/	現 金	25,000
	支払利息 *1	6,000			
	減価償却費 *2	19,000	/	減価償却累計額	19,000

\*1、\*2：損金算入

・ X3/3/31	リース債務	19,000	/	現 金	25,000
	支払利息	6,000			
	減価償却費	19,000	/	減価償却累計額	19,000

⋮ ⋮

・ X6/3/31	リース債務	19,000	/	現 金	25,000
	支払利息	6,000			
	減価償却費	19,000	/	減価償却累計額	19,000
	減価償却累計額	95,000		リース資産	95,000

(2) リース料総額のうち、利息相当額が不明な場合（会計上、重要性が乏しいと判断された場合の例）

リース資産計上額 = 125,000 千円

債務の返済 125,000 千円 ÷ 5 年間 = 25,000 千円

減価償却費（リース期間定額法） 125,000 千円 ÷ 5 年間 = 25,000 千円

・ X1/4/1 リース資産 125,000 / リース債務 125,000

### 新リース会計基準と改正リース税制の概要について

・ X2/3/31 リース債務 25,000 / 現金 25,000  
 減価償却費 \* 25,000 / 減価償却累計額 25,000

\* : 捐金算入

・ X3/3/31 リース債務 25,000 / 現金 25,000  
 減価償却費 25,000 / 減価償却累計額 25,000

⋮ ⋮

・ X6/3/31 リース債務 25,000 / 現金 25,000  
 減価償却費 25,000 / 減価償却累計額 25,000  
 減価償却累計額 125,000 / リース資産 125,000

#### 4. 新リース会計基準と改正リース税制の主な相違点（借手側）

これまで述べてきたリース取引の会計処理、税務処理の主な相違を以下に要約する。

図表・4

	新リース会計基準	改正リース税制
フルペイアウトの判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>リース料総額の現在割引価値が見積現金購入価額の概ね 90%を超えていること（現在価値基準）。</li> <li>リース期間が見積耐用年数の概ね 75%以上であること（経済的耐用年数基準）。</li> </ul>	・現在価値基準にて判定
リース資産・リース債務 計上額	リース料総額の現在価値と見積現金購入価額とを比較して低い金額（貸手の購入価額が不明な場合）。                     つまり、利息相当額を控除することが原則。	リース料総額で計上が原則。                     但し、利息相当額を控除することも可能。
利息相当額の配分方法	利息法を原則とする。                     但し、リース資産総額に重要性が乏しい場合、定額法や利息相当額を区分しない方法が容認される。	利息相当額を区分すれば、利息法又は定額法。
減価償却償却方法	定額法、級数法、生産高比例法等企業の実態に合致したものを選択。	リース期間定額法に限定。
耐用年数	リース期間	リース期間
残存価額	ゼロ	ゼロ
少額・短期リース取引等の取扱い	・賃貸借処理	リース料（賃借料）として損金経理した金額は、償却費として損金経理した金額に含まれる。

その他、適用開始以前のリース契約の取扱いに相違がある。

すなわち、新リース会計基準では、2008年4月より、全ての所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手側の処理には「売買処理」が強制適用される（早期適用も可能、又四半期財務諸表については2009年4月より適用）。ただし、例外として、リース取引開始日が適用初年度開始前のリース取引にあっては、2つの方法が認められている。

- ① 適用初年度前年度末における未経過リース料残高または未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とみなしてリース資産を計上する方法、
- ② 一定の注記を条件として貸借処理を継続する方法、

である。

一方、改正リース税制は、2008年4月以後に締結するリース契約から適用されるため、会計のような例外適用はない。したがって、決算期の関係で会計と税務の処理が相違する場合では、税務との調整の必要は生じるものとの会計上、一定の注記を条件に貸借処理を継続する処理を採用した場合、税務との調整は不要となる。

## 5. 新リース会計基準の適用範囲

新リース会計基準は、その対象となる企業について明言はしていない。しかしながら、旧基準が「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」という）に規定されていることから、これと同様に考えれば、金融商品取引法（旧証券取引法）が適用される上場会社等（有価証券報告書の作成会社等）に義務付けられることになる<sup>17</sup>。このため2007年10月31日には、新リース会計基準の内容を踏まえた財務諸表等規則の改正が行われている。

また、新リース会計基準と会社法の関係は、会社法431条における「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」との規定による<sup>18</sup>。つまり、ASBJが作成する会計基準は「一般に公正妥当と認められる会計慣行」と認められるため、株式会社に、それは上場会社等を含む大企業等の区別はなくすべての株式会社を指すものであるが、新

<sup>17</sup> 金融商品取引法により提出される「有価証券報告書」や「有価証券届出書」に記載される貸借対照表・損益計算書その他の財務計算に関する書類（財務書類）は、内閣総理大臣が、一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法（「財務諸表規則」など）により作成しなければならない（第193条）、とされている。この規則の第1条によれば、金融商品取引法の規定により内閣総理大臣に提出される財務書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、付属明細書、これらの書類は、財務諸表規則に従って作成しなければならないとされ、同規則にないものは「一般に公正妥当であると認められる企業会計の基準」に従うことになる。ここでの「一般に公正妥当であると認められる企業会計の基準」は、ASBJにより公表される企業会計基準が該当するとされている（財務諸表規則第1条2項）、（アンダーラインは筆者）。以上、榎原教授（[2007], 5-12頁）。

<sup>18</sup> 会社計算規則139条にはリース規定があり、そこには旧基準の「例外処理」した場合の注記項目が規定されている。

## 新リース会計基準と改正リース税制の概要について

リース会計基準の適用が義務付けられることになる<sup>19</sup>。ただ、中小企業に対してはその適用が除外されるものと考えられる。ここでの中小企業とは、「公開草案 中小企業の会計に関する指針（平成20年版）」（2008年1月18日公表、以下、「中小企業会計指針」という）が定義をする、①金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社、②会計監査人を設置する会社及びその会社以外の株式会社であるが、この中小企業会計指針（公開草案ではあるが…）では、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととするが、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこともできるとされ、この場合、未経過リース料を注記すること（中小企業会計指針『リース取引』74-2～74-4）が義務付けられる<sup>20</sup>。つまり、中小企業では、売買取引に準じた会計処理も、また賃貸借取引に準じた会計処理も認められるが、賃貸借処理した場合、未経過リース料を注記しなければならない。

### III. 新リース会計基準及び改正リース税制についての若干の考察

以下、5つの点について私見を交えて若干の考察を加える。

#### (1) 税務との調整問題について

2006年7月にASBJより公表された「試案『リース取引に関する会計基準（案）』」（以下、「試案」<sup>21</sup>という）に対するリース事業協会のコメント<sup>22</sup>が「…そもそもリース会計基準を改定する必然性はないが、仮に『試案』を適用するとした場合は現行リース税制の賃貸借扱い維持が絶対条件であり、…現行税制の維持が困難となった場合には、基準試案及び適用指針の適用を見送るとともに内容の再検討を行うべきである。（傍点は筆者）」と指摘しているように、改

<sup>19</sup> こうした根拠は、次の法令から明らかである。

・会社法 第2編 株式会社 第5章「計算等」第431条～第465条、・会社法施行規則（法務省令第12号）、・会社計算規則（法務省令第13号）。①計算書類の作成等に関する規定…株式会社の会計（会計帳簿および計算書類の作成）は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする（法第431条）。②株式会社は、法務省令（会社計算規則）で定めるところにより、適時に正確な会計帳簿を作成しなければならない（法第432条2項）。③「会社計算規則」の用語の解釈および規定の適用に関しては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない（計算規則第3条）。④株式会社は、法務省令（会社計算規則）で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び事業報告並びに付属明細書を作成しなければならない（法第435条2項、計算規則第91条）。すなわち、これら会社法会計のもとでの会計帳簿および計算書類は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（ASBJが公表する会計基準）と「会社計算規則」に準拠して作成されることになる（アンダーラインは筆者）。以上、榎原教授（[2007]、5-12頁）。

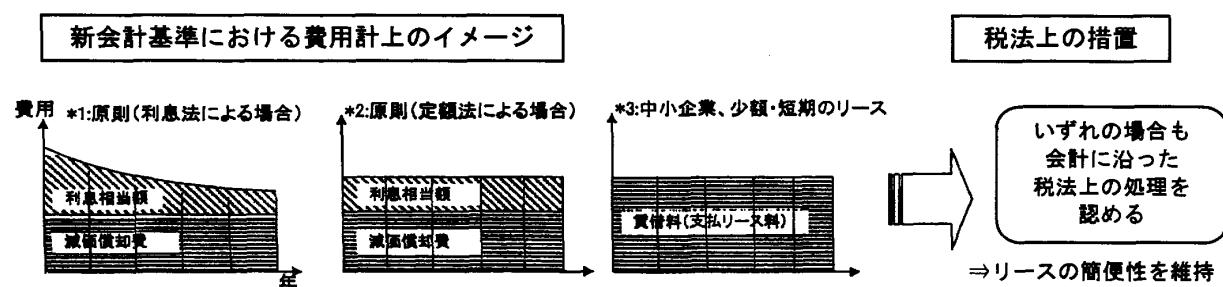
<sup>20</sup> 平成19年4月27日公表の「中小企業の会計に関する指針（平成19年度版）」には、新リース会計基準に関する対応は述べられていない。

<sup>21</sup> 「試案」の位置づけは「公開草案」とも異なり、会計基準及び適用指針に関する適用時期を定めずに公表するもので広くコメントを徴収するものであった。ただ、ASBJもその適用が税制と密接に関係することから関係各省庁および関係者間での取扱いの検討を求めていた（ASBJ「試案」前文より）。

<sup>22</sup> (社)リース事業協会（[2006]、8頁）。

定するリース会計基準の適用では、“税務との調整”が最重要課題であった。このことは新リース会計基準適用においても同様で当該会計処理に対する課税当局サイドの対応が注目されたが、結局は、リース事業協会の要請に反して<sup>23</sup>、“新リース会計基準が売買処理に準じた処理であれば、税務も売買に準じた処理を行う”という税制上も会計に沿った処理をすることとなつた。つまり、こうした措置を講じることで当局は、リース会計基準と税制との一体的解決を図った<sup>24</sup>のである。それは、政府税制調査会の答申が述べていた納税者に対する“事務負担の軽減”及び、“リースの簡便性の維持”的具体的な姿でもあった。

ここでの内容を再掲すれば、会計上、所有権移転外ファイナンス・リース取引に区分されたファイナンス・リース取引を会計上の処理（売買処理 ⇒ 減価償却費の計上…定額法、支払利息…原則、利息法又は重要性の乏しい場合、定額法、そして、例外として、少額・短期、中小企業は賃貸借処理）を行うと、税務上もこれらの処理をそのまま認めること（売買処理 ⇒ 減価償却費の計上…リース期間定額法、支払利息…利息法又は定額法、中小企業、少額・短期リースは賃借料（リース料）を償却費として処理）で一體的な処理がなされる。つまり、このような処理をすれば税務調整の必要はない。これらを要約すれば、図表・5の通りである。

図表・5<sup>25</sup>

ここで\*2：原則（定額法）は、リース資産総額に重要性が乏しい場合の処理である。この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される（適用指針 para.31）。また、\*3：例外（賃貸借）は、中小企業、少額・短期リースに該当するもので、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて賃貸借取引として会計処理される（適用指針 para.34）。改正リース税制では、\*1：原則（利息法）の場合

<sup>23</sup> リース事業協会（[2007C], 12頁）ではこの間の当局（財務省、経済産業省）との折衝が次のように述べられている。要約すると、リース事業協会は、“会計が売買処理であれば税務も売買に準じた処理となる”ことについてそうした処理の受け入れは難しい、と主張していた。しかしながら、結局は「平成19年度税制改正大綱」に「売買処理」の措置が盛り込まれ、つづいて、平成19年度の税制改正において、法人税法及び所得税法にリース取引に関する措置がこの「大綱」に沿った内容で規定された。また、同時に法人税法施行令や所得税法施行令の改正もなされ、これらを踏まえて、消費税法施行令、地方税法施行令も改正された。リース事業協会の要請は、あくまでも現行税制の維持であった。

<sup>24</sup> 経済産業省（[2007], 16頁）。

<sup>25</sup> 経済産業省（[2007], 15頁）。

## 新リース会計基準と改正リース税制の概要について

も含め3パートンすべてで「会計上の費用」はそのまま損金算入され、税務調整の必要がないこととなる。とりわけ、上記の\*1：原則（利息法）と\*2：原則（定額法）での利息相当額の費用計上における利息法、定額法の取扱いが、税務上も柔軟に対応されていることが注目される<sup>26</sup>。

### （2）借手の「見積現金購入価額」の算定について

“見積現金購入価額”は、新リース会計基準のフルペイアウト判定の際に、また、リース資産及びリース債務の計上価額の算定に適用される。前者は、リース取引がファイナンス・リース取引となるか否かの具体的な判断であり、そして後者は、資産の計上価額として減価償却費の算定に、また利息相当額の算定のためリース料総額から控除する価額として、さらには利息法を適用する割引率の算定に用いられる重要な価額（金額）である。当該価額は、適用指針para.9によれば、「…当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額…」とされるが、具体的な金額の算定方法までは言及されていない。したがって、借手は、この価額を自ら見積る必要がある。もちろん、貸手側からは知り得ないし、このため、他の業者に見積り依頼することになるが、業者しだいで、この金額に曖昧さが生じることにならないだろうか。

### （3）「リース料総額が重要性の乏しいと認められる場合」の判定について

企業全体のリース料総額に重要性が乏しいかどうかの判断基準として、リース比率、10%未満（適用指針para.32）が示されている。ここで重要性が乏しいと判定されれば、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額は控除されず、利息相当額込みの価額（リース料総額）をもとに定額法で減価償却費だけが計上されることになる。所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理における当該利息相当額は、原則として利息法により期間配分されるが、このようにリース資産総額に重要性が乏しいと判断されれば定額法での簡易的な処理も可能となる。つまり、このリース比率10%未満の数値基準は簡易的な処理をする場合の唯一、重要な判定基準なのである。しかしながら、新リース会計基準では、このように数値基準が一律に規定されているだけであり、そこには業種別の数値基準等は示されてはいない。元来、リースの利用形態は業種—固定資産が多い業種、少ない業種を指すが…一によっても異なることから、これを業種別に、例えば、製造・建設業、卸売業、金融業、サービス業等で経済的実態に即して別個に数値基準を設定することは考えられないだろうか。

### （4）現在価値基準に適用する割引率について

借手が、現在価値基準の適用に際して、その現在価値の算定に用いる割引率は、貸手の計算

<sup>26</sup> 上述したリース資産総額に重要性が乏しい場合の処理であるが、この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。ここでの減価償却費は、税務上もリース期間定額法により損金計上が可能である。つまり、税務上の利息相当額の処理において、支払利息として計上するケースと取得価額に含まれるケースが用意されており柔軟に対応されている。また、中小企業、少額・短期リースの賃借（リース）料も償却費として取り扱われ損金算入される。

利子率を借手が知り得るときはこれによるが、知り得ないときには借手が割引率を見積もることになる。この場合、それは借手の追加借入に適用される際に合理的に見積られる利率とされており、具体的には、次のような利率のなかからその企業にとって適當と認められるものを用いることされている。①リース期間と同一の期間におけるスワップレートに借手の信用スプレッドを加味した利率、②新規長期借入金等の利率であって、・契約時点の利率、・契約が行われた月の月初又は月末の利率、・契約が行われた月の平均利率、・契約が行われた半期の平均利率等を使用し、なお、②の場合には、リース期間と同一の期間の借入れを行う場合に適用される利率を用いることとする。また、1つのリース契約が多数のリース物件から構成されているような場合には、個々のリース物件ごとに現在価値基準の判定を行わずにリース契約全体で判定を行うことも認められる（適用指針 para.95）。

現在価値基準に適用する割引率の選択には当事者の恣意が介入する余地がある。当該割引率は、リース取引がファイナンス・リース取引となるか否か、フルペイアウト判定の基準として、また、リース料総額から利息相当額を算定する際に、そしてそれは利息分の期間配分額の算定にまでも適用される重要な項目であるが、借手側がその企業実態に合った利率を任意に選択できることから、新リース会計基準が示す判定が有効に機能しない可能性もある。新リース会計基準は、この割引率として、借手の追加借入利子率を用いることとして具体的な利率を上述した適用指針 para.95 に示しているが、このうち、①スワップレートに借手の信用スプレッドを加味した利率、これは、すなわち「長期プライムレート」のことであると考えられるが、恣意性の介入の排除、そして事務負担の軽減等を考慮して計上されたものと思われる<sup>27</sup>。

### (5) 国際会計基準との整合性について

ASBJ は、「…この基準の改正が行われることにより、現状の国際会計基準 17 号『リース』と平仄が合い、国際的な会計基準間のコンバージェンスに寄与することとなる。」（para.34）と述べている。それに対して、リース事業協会（[2007b], 4-5 頁）は、「リース会計における『コンバージェンス』が曖昧である」とこと、そして「コンバージェンスに向けた IASB との共同プロジェクトにおいて IASB のリース会計に対する位置づけが明確ではない」ことの 2 点を指摘し、ASBJ が安易に「コンバージェンスへの寄与」と言うべきでないことを主張している。

前者では、コンバージェンスを細目まですべて合わせる必要はなく、平仄が合う、つまり最低限基準間の差異を解消するもの<sup>28</sup>、と考えれば、これまでのオフバランス（例外処理）からリース資産・リース債務の計上（売買処理）へと会計処理が改定されたことは基準間の差異解消へ対して前進したものといえる。ただ、リース事業協会が指摘する「コンバージェンスとは何か」については議論し明確にすべきである。

後者は、2006 年 7 月より国際会計基準審議会（IASB）は、FASB と共同プロジェクトを立

<sup>27</sup> 本文(1)の項目は、公開草案 17 号（2006 年 12 月、ASBJ 公表）にはなかった利率で、公開草案に対する意見から新リース会計基準に追加記述されたものと思われる。

<sup>28</sup> 茅根教授（[2007]，20 頁）。

## 新リース会計基準と改正リース税制の概要について

ち上げ、新たなリース会計基準の策定作業をスタートさせている。そこでは、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引を区別することなく、リース契約に係る使用権を資産計上していくことを基礎に検討がなされる予定である<sup>29</sup>。こうした背景には、現行基準のアプローチはオンバランス基準として有効に機能していないため形骸化を招いている現状があるとされている。こうした状況下での今回の改定であるが、「…最終的な基準の公表までには、相当程度の期間を要すると見込まれる…」(para.34)<sup>30</sup>というものの、その時期によっては今回の改定が早急に再度改定する必要も生じることになる。

### IV. 結び

新リース会計基準が施行されるのは、2008年4月からである。会計上は、早期の適用は可能であるものの税務上はそれを認めていないため、それほど多くの企業が早期適用をすることは思われない。本稿で示した“新リース会計基準と税制との一体的解決を図る”という改正趣旨の実態は、これから適用状況をみなければならないが、会計と税務との一体的な処理により税務調整は不要、また、課税負担もこれまでとあまり変わらない、そして、例外処理の廃止、原則、売買処理によるオン・バランス化により日本のリース会計は新たな段階に入ったといえよう。したがって、リース会計における「コンバージェンス」は大きく前進したと思われるが、「コンバージェンス」の定義が曖昧である現状ではそのことを問うことはできない。ただ、今回の改正にて“平仄”が合う、つまり“最低限の基準間差異を解消する”ということは言える。なお、IASBとFASBによる新たなリース会計基準策定の共同プロジェクトが立ち上げられたが、そこではファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区別はなく、リース契約に係る使用権を資産計上するという、これまでとは異なった議論がなされており、今後の動向を注目したい。

### 【参考・引用文献】

- ・井上雅彦氏 ([2007])：井上雅彦著『新しいリース会計基準と新しいリース税制』税務研究会税研情報センター, 2007年7月。
- ・紙 ([2005])：紙博文（稿）「日本のリース会計—税務処理を中心として—」『経営情報研究』第13巻1号, 2005年7月。
- ・経済産業省 ([2007])：「平成19年度税制改正について」（平成19年2月 経済産業省）。

<sup>29</sup> こうした考え方の根底にあるのが、「ポジション・ペーパー」における考え方である。すなわち、同ペーパーでは、リース取引の本質を資産の購入と同一視するのではなく、『使用権の売買』と捉えて、すべての長期リースについて借手が資産・負債を認識する『資産・負債アプローチ』(asset and liability approach)を採用して、さらに使用権だけではなくそれに付随するオプション（更新選択権、購入選択権、偶発リース料）や残価保証は別個の資産・負債として認識する『構成要素アプローチ』(component approach)を提案している。

<sup>30</sup> 暫定的な見解を示すデスカッショナペーパーを2008年度に公表するとされている。

- ・榎原教授 ([2007]) : 榎原英夫著『財務会計の基礎 改定版』同文館, 2007年10月。
- ・(社)リース事業協会 ([2005]) : (社)リース事業協会編「リース会計基準に関する検討について(検討状況の報告) —第77回企業会計基準委員会資料—」『LEASE 2005』第34巻4号, 2005年4月。
- ・(社)リース事業協会 ([2006]) : (社)リース事業協会編「試案『リース取引に関する会計基準(案)』及び『リース取引に関する会計基準の適用指針(案)』に対するコメント」『LEASE 2006』第35巻9号, 2006年9月。
- ・(社)リース事業協会 ([2007]) : (社)リース事業協会編「リース会計税制Q&A【第1版】及びリース会計税制Q&A【解説】【第1版】」『LEASE 2007』第36巻8号, 2007年8月。
- ・(社)リース事業協会 ([2007b]) : (社)リース事業協会編「企業会計基準公開草案『リース取引に関する会計基準(案)』及び企業会計基準適用指針『リース取引に関する会計基準の適用指針(案)』に対するコメント」『LEASE 2007』第36巻2号, 2007年2月。
- ・(社)リース事業協会 ([2007C]) : (社)リース事業協会「第42回通常総会開催」『LEASE 2007』第36巻6号, 2007年6月。
- ・茅根教授 ([2007]) : 茅根聰(稿)「リース会計基準のコンバージェンスが問い合わせたもの」『リース研究』第3号, 2007年3月。